

日薬連発第 547 号  
平成 29 年 8 月 3 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会  
(押印省略)

平成 29 年度経済産業省中小企業庁委託  
「企業の社会的責任と人権」セミナー（さいたま会場）  
開催の御案内

標記について、公益財団法人人権教育啓発推進センターより、別添のとおり案内がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いいたします。

御担当者 様

公益財団法人人権教育啓発推進センター

平成 29 年度経済産業省中小企業庁委託  
「企業の社会的責任と人権」セミナー（さいたま会場）  
開催の御案内

謹啓 時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託を受け、平成 29 年度「企業の社会的責任と人権」セミナーを 9 月 29 日（金）に埼玉県さいたま市で開催いたします。

本セミナーは、企業の社会的責任（CSR）に人権的視点を取り入れることの重要性とメリットについて、専門家による基調講演や取組事例の発表を行います。

企業において、人権研修や啓発、社会的責任に関する部署を担当される皆様方にとって参考となる具体的な取組事例等を知ることができ、今後、組織内の人権意識を向上させ、働きやすく、自分達の仕事に誇りを持てる職場づくりを行う上で大いに役立つものと考えております。

皆様におかれましては、この機会に是非とも御来場いただきたく、案内パンフレットをお送りさせていただきます。また、併せて、関係する各機関、支社・支店・支部、取引先企業等にも御案内いただければ幸甚に存じます。

参加を希望される方は、案内チラシ裏面【参加申込方法】を御参照の上、お申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

以上、御案内申し上げます。

敬白

〔お問い合わせ先〕

公益財団法人人権教育啓発推進センター

『企業の社会的責任と人権』セミナー」事務局

TEL：03-5777-1802（代） / FAX：03-5777-1803

Eメール csr2017@jinken.or.jp / URL <http://www.jinken.or.jp>

ツイッター @Jinken\_Center

企業の社会的責任（CSR）・人権パンフレットのご案内

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託を受け、企業の社会的責任、人権に関する各種パンフレット等を制作しています。

同封の申込用紙にてお申し込みいただければ、無料で送付させていただきますので、是非御活用ください。

◎人権啓発パンフレット等の無料配布について

<http://www.jinken.or.jp/archives/882>

◎人権啓発支援事業に係るパンフレット（中小企業庁）

[http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken\\_pamf/index.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/index.htm)

▲▽▲ 人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで ▲▽▲  
<http://www.jinken-library.jp>

人権啓発、人事・総務ご担当者必見!

情報多彩なプログラム

# 「企業の社会的責任と人権」

## セミナー さいたま会場

**開催日時** 2017(平成29)年9月29日(金)  
13:30~17:00(予定) (開場/12:40~)

**会場** ラフレさいたま 櫻ホール  
(〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-2)

近年、企業活動のグローバル化が進み、企業活動が社会に与える影響が非常に大きくなってきており、特に環境や人権など国際社会において共通する普遍的な課題について社会の関心が高まっている状況にあります。

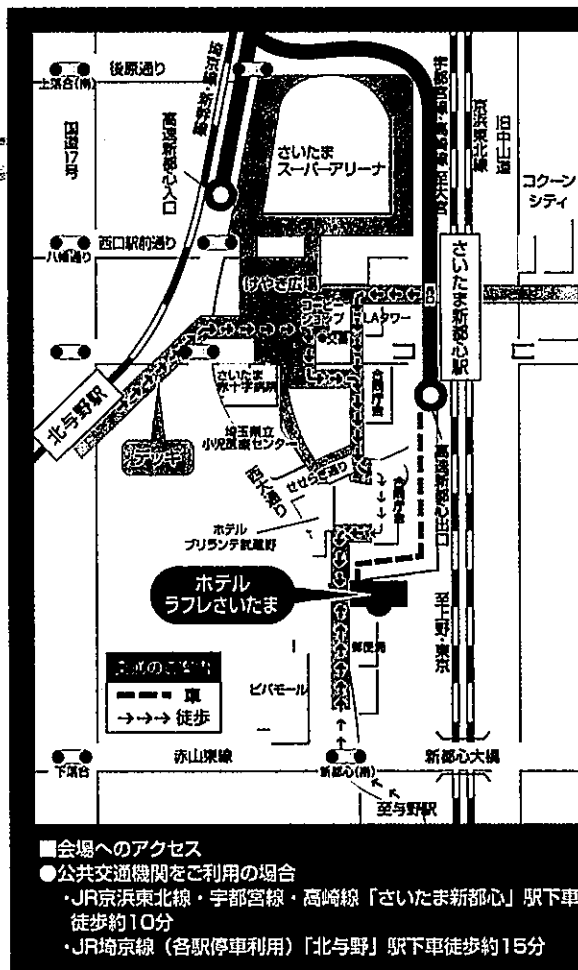
本セミナーでは、企業の社会的責任(CSR)の推進や人権啓発活動等に役立つ、先進的かつユニークな取組を実践している企業の事例を紹介します。

企業や地方公共団体の人権研修・啓発及びCSRの御担当の皆様には、是非とも御来場いただきたく御案内申し上げます。また、関係機関、支社・支店、取引先にも御紹介をしていただきますよう併せてお願いいたします。

プログラム

- 1 基調講演  
「企業の社会的責任と人権に関する講演」  
講師：影山 摩子弥 (横浜市立大学CSRセンターLLPセンター長)
- 2 事例発表「先進的かつユニークな取組を実践している企業の事例発表」(2社)
- 3 パネルディスカッション

※当日はパソコン要約筆記を実施いたします。



■会場へのアクセス  
●公共交通機関をご利用の場合  
・JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心」駅下車 徒歩約10分  
・JR埼京線(各駅停車利用)「北与野」駅下車徒歩約15分

**対象者** 企業・団体等の総務・人事・法務・相談担当者やその他興味のある方

**参加費** 無料(募集人数：200名/先着順・要事前申し込み)

## 平成29年度企業向け講座・セミナー開催のお知らせ

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託により、下記の通り企業等を対象とした無料の講座、セミナーを開催する予定です。お申し込み方法などの詳細は、公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページ (<http://www.jinken.or.jp>) で順次ご案内します。

「企業の社会的責任と人権」セミナー

- ①神戸会場 11月16日(木)
- ②愛媛会場 2018(平成30)年1月24日(水)

「企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座」

- ①東京会場Vol.1 9月15日(金)
- ②大阪会場Vol.1 10月11日(水)

- ③仙台会場 11月1日(水)
- ④広島会場 11月29日(水)
- ⑤東京会場Vol.2 2018(平成30)年1月11日(木)
- ⑥大阪会場Vol.2 2018(平成30)年2月7日(水)

「えせ同和行為対策セミナー」

- ①滋賀会場 9月1日(金)

- ②横浜会場 9月22日(金)
- ③金沢会場 10月17日(火)
- ④島根会場 11月21日(火)
- ⑤郡山会場 12月12日(火)
- ⑥長崎会場 2018(平成30)年1月19日(金)
- ⑦徳島会場 2018(平成30)年2月16日(金)

公益財団法人 人権教育啓発推進センター「『企業の社会的責任と人権』セミナー」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL: 03-5777-1802 FAX: 03-5777-1803 Eメール [csr2017@jinken.or.jp](mailto:csr2017@jinken.or.jp)

主催

経済産業省中小企業庁/関東経済産業局  
公益財団法人人権教育啓発推進センター

後援

埼玉県、さいたま市、さいたま商工会議所、埼玉県商工会連合会、  
埼玉県中小企業団体中央会、公益財団法人埼玉県産業振興公社(予定)

# 「企業の社会的責任と人権」セミナー さいたま会場 参加申し込み

①団体(法人名等)・部署名(部・課等) ②お名前 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤Eメールアドレス  
⑥住所(所在地) ⑦人権センターからの情報提供の可否 を明記のうえ、  
以下のいずれかの方法で「企業の社会的責任と人権」セミナー事務局にお申し込みください。

**FAX** 03-5777-1803

下のFAX送信用申込用紙に  
必要事項をご記入の上、お申し込みください。

**Eメール** csr2017@jinken.or.jp

件名に「企業の社会的責任と人権」セミナーと  
必要事項をご記入の上、お申し込みください。

**郵便**

〒105-0012  
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

本セミナー事務局宛(下記参照)に  
必要事項をご記入の上、お申し込みください。

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

**事前申込締切日** 2017(平成29)年9月28日(木)15:00まで

※参加希望者数が定員を超えた時点で受付を終了させていただきます。

申込方法や  
内容については  
コチラ



**入場券について**

参加申し込み受付後、2週間以内に、入場券をFAXまたはEメール等でお送りいたします。セミナーの当日は入場券をお持ちの上、受付にご提出ください。

## FAX番号 03-5777-1803

2017(平成29)年9月29日(金) 「企業の社会的責任と人権」セミナー・さいたま会場

企業(団体)名  
所属

※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。

お名前

ご連絡先

TEL

FAX

Eメール

ご住所  
(所在地)

〒 —

情報提供不要

人権センターでは、人権に関する各種資料、講演会やシンポジウム、セミナー等の各種情報をEメールにて提供しています。ご不要の場合のみ、左の□にチェックをお願いいたします。

公益財団法人 人権教育啓発推進センター 「『企業の社会的責任と人権』セミナー」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL:03-5777-1802(代表) FAX:03-5777-1803 Eメール csr2017@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp>  
YouTube「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権に関する図書やDVD等資料、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまでお問い合わせください  
TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 <http://www.jinken-library.jp>

平成26年度 経済産業省中小企業庁委託

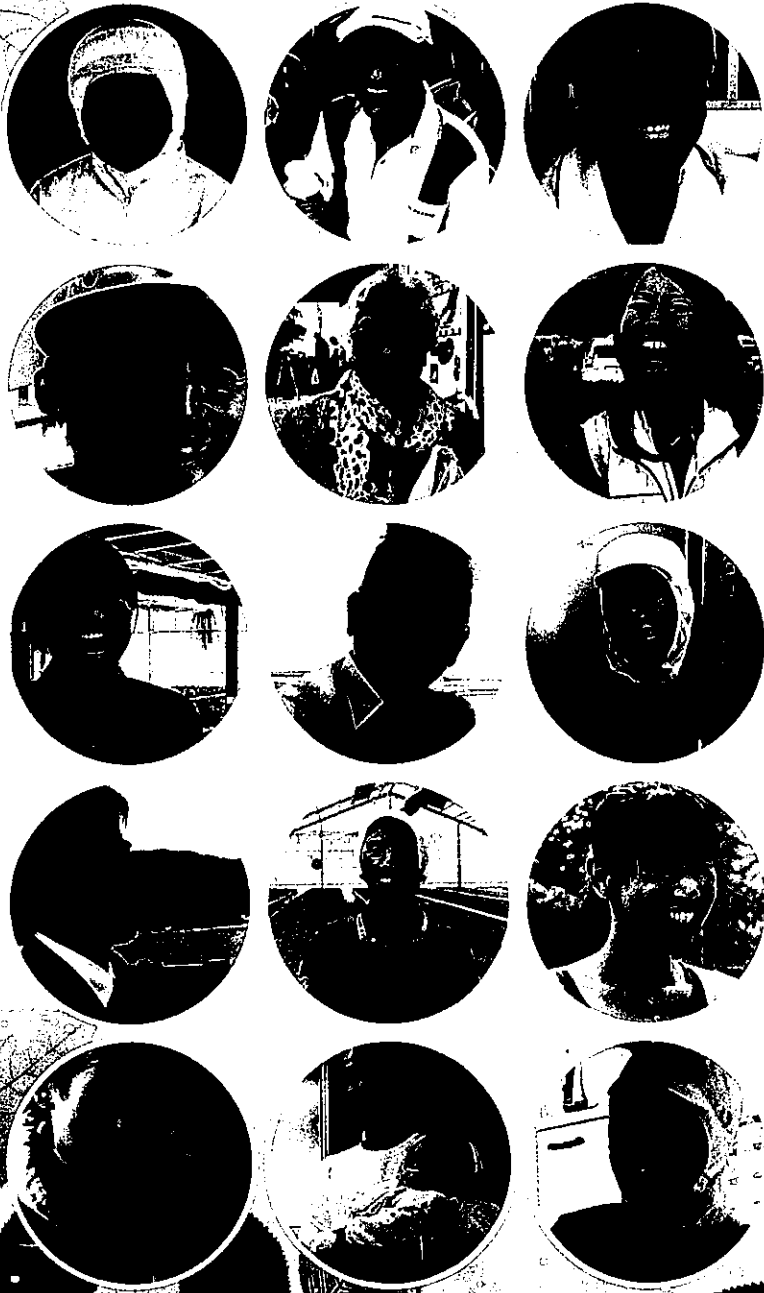
「企業におけるCSR・人権に関する取組事例ビデオ」

DVDビデオ

# 企業活動に

# 人権的視点を

CSRで会社が変わる・社会が変わる



「取組概要とポイント」付き

字幕／副音声入り

## 内容

このビデオは、経済産業省中小企業庁の委託事業として、CSR(企業の社会的責任)や人権課題に関する企業の取組を啓発推進することを目的に、平成14年度から平成25年度に各地で開催した「『企業の社会的責任と人権』セミナー」において、CSRと人権課題に積極的に取り組まれている企業に発表いただいた実践事例の中から、企業にとって関心の高いテーマ

に関する事例を分かりやすくまとめたものです。各事例では、協力いただいた企業の経営者や従業員などにおける実際の取組の様子や地域の人々の声などを紹介しています。また、専門家による各事例の取組のポイントやCSRと人権課題に関する解説も収録しています。

### ●出演者

田中宏司(解説)

東京交通短期大学名誉教授・元学長

一般社団法人経営倫理実践研究センター理事・首席研究員

木佐彩子(ナビゲーター)



## 構成

### オープニング

1分30秒

### 取組事例



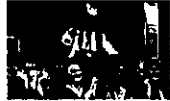
●事例1:障がい者雇用  
京丸園株式会社(静岡県)

17分18秒



●事例2:高齢者雇用  
株式会社日向屋(宮崎県)

14分36秒



●事例3:ワーク・ライフ・バランス  
株式会社オーシスマップ(兵庫県)

17分44秒



●事例4:継続的な震災復興支援  
ツネインクラフト&ファシリティーズ株式会社(広島県)

17分45秒



●事例5:人権に関する社会貢献  
旅のよろこび株式会社(熊本県)

18分41秒

### 解説(企業の社会的責任と人権)

14分07秒

●CSR活動についての企業のメリット

●人権への取組のポイント

●企業活動に人権的視点を取り入れることの重要性とメリット

その他

### エンディング

1分31秒

※本ビデオのオープニングからエンディングまでの上映時間の合計は、103分12秒です。

※各取組事例は、メニュー画面でチャプター選択することで、単独での視聴も可能です。

本DVDに収録されている映像は動画共有サイトYouTubeの「人権チャンネル」からも視聴可能です

人権チャンネル

検索

https://www.youtube.com/jinkenchannel

平成26年度 経済産業省中小企業庁委託  
【企画・制作】公益財団法人人権教育啓発推進センター  
【制作協力】株式会社日テレアックスオン

平成27(2015)年2月 制作

このビデオに関する問い合わせ先

DVDの貸し出しに関する問い合わせ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター  
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803  
http://www.jinken.or.jp

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設  
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954  
Eメール library@jinken.or.jp ホームページ http://www/jinken-library.jp

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 企業の社会的責任（CSR）・人権啓発パンフレットのごあんない

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託を受け、企業の社会的責任や人権をテーマとした各種パンフレットを制作しております。**無料**で差し上げておりますので、ぜひご利用ください。



HR-1

「CSR」で会社が変わる、社会が変わる  
社員一人ひとりに生きたCSRを



HR-2

「CSR」で意識が変わる、企業は伸びる  
企業の一人ひとりにわかるCSRを



HR-3

「CSR」で見えてくる、明るい明日  
一人ひとりが考えるCSRと人権



E-01

えせ同和行為には…みんなでNO!  
対応のポイント

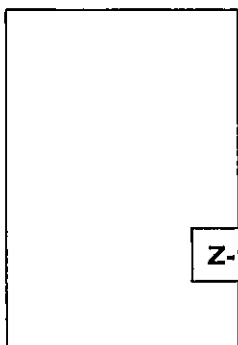
●経営者向け（A4/28頁）  
企業経営に人権の視点を盛り込むことについてまとめた冊子。企業の社会的責任の観点から人権への取組が必要なことについて解説。

●担当者向け（A4/48頁）  
企業の人権啓発担当者が社内における啓発活動を行うための参考資料。人権研修の実践のヒントとして活用できます。

●従業員向け（A4/28頁）  
企業で働く人のための人権啓発冊子です。企業の社会的責任と人権に関する基本的な事柄をわかりやすくまとめています。

●えせ同和行為対応リーフレット（A4/4頁）  
えせ同和行為にどのように対処したらよいのか、簡潔にまとめたリーフレット。読みやすく、一般向け配布に最適。

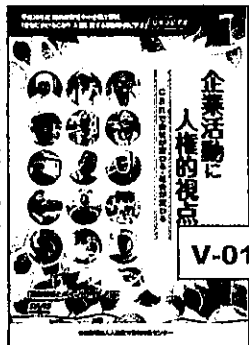
H28年度「企業の社会的責任と人権」セミナー概要パンフレット



Z-16

●セミナー概要（A4/12頁）  
平成28年度に川崎市で開催された「企業の社会的責任と人権」セミナーの内容をまとめた概要集。基調講演と2社の事例を紹介。

企業活動に人権的視点を  
CSRで会社が変わる、社会が変わる



V-01

●取組事例ビデオ（DVD）  
「企業の社会的責任と人権」セミナーで発表いただいた実践事例の中から企業にとって関心の高いテーマに関する事例を映像で紹介。

- 在庫切れ の場合もあります。あらかじめご了承下さい。
- 大量部数 をご希望の場合は、事前に当センターまでご相談下さい。

●パンフレットをご希望の方は、裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、ファックスで人権センターまでお申し込みください。

FAX 03-5777-1803

●申込用紙(PDF)は、人権センターのホームページからダウンロード可能です。●

<http://www.jinken.or.jp/archives/882>

●一部パンフレットの電子データ(PDFデータ)が中小企業庁ホームページにて公開されております。あわせてご利用ください ●

[http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken\\_pamf/index.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/index.htm)

お問合せ お申込先	公益財団法人人権教育啓発推進センター 中企庁CSR・人権パンフ担当 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F TEL 03-5777-1802（代表）・FAX 03-5777-1803 ホームページ <a href="http://www.jinken.or.jp">http://www.jinken.or.jp</a>
--------------	--

▲▽▲ 人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで ▲▽▲  
<http://www.jinken-library.jp/>

企業の社会的責任（CSR）・人権啓発パンフレット（中小企業庁委託）

## F A X 申 込 用 紙

センター記入欄

入力	発送

Code	パンフレット名称	希望部数
HR-1	「CSR」で会社が変わる、社会が変わる —社員一人ひとりに“生きたCSR”を— * 経営者向け	部
HR-2	「CSR」で意識が変わる 企業は伸びる —企業の一人ひとりに“わかるCSR”を— * 担当者向け	部
HR-3	「CSR」で見えてくる明るい明日 —一人ひとりが考える“CSRと人権”— * 従業員向け	部
E-01	えせ同和行為には…みんなでNO! —対応のポイント— * えせ同和行為対応リーフレット	部
Z-16	平成28年度 「企業の社会的責任と人権」セミナー概要 ※10月配布開始予定	部
V-01	企業活動に人権的視点を —CSRで会社が変わる・社会が変わる— * 取組事例DVD	部

※在庫切れの場合や配布部数の制限をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、一部パンフレットの電子データ(PDFデータ)は、中小企業庁ホームページ(表面参照)にて公開されております。プリントアウトして、研修等でご活用ください。

ご利用目的 該当する番号に ○をつけてください	1 個人学習・自己啓発	2 研修会(主な対象者: )
	3 イベント等での配布	4 資料作成の参考
	5 その他( )	

団体(法人名等) 部署名(部・課等)		
ご担当者氏名		
ご連絡先	TEL	FAX
	Eメール	
パンフレット 送付先(所在地)	〒 ー	
到着希望日	月 日	※お申込みから発送まで在庫がある場合で2週間程度お時間を頂くため、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

 情報提供は不要

 人権センターからの情報提供が不要な方のみ、左のをチェックしてください。

■お問い合わせ■ 公益財団法人 人権教育啓発推進センター 中企庁CSR・人権パンフ担当  
TEL03-5777-1802 (代表)・FAX03-5777-1803・ホームページ' http://www.jinken.or.jp

# FAX 03-5777-1803



えせ同和行為には...

# みんなまで

# NO!

対応の  
ポイント



おたく  
わかってんの?

## “えせ同和行為”とは

同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。“えせ同和行為”は、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。このような行為に応じてはなりません。

## CASE 1

電話が  
かかってきた



同和問題の書籍を  
買っていただきたい

購入する意思はありません

では一度お話伺いたい

お会いするつもりは  
ありません



### POINT

- ① 相手が誰で、どんな要求をしているのかを明確にする
- ② 暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続きをとる
- ③ 日頃から、えせ同和行為の電話への対策を立てておき、電話対応マニュアルを作るか、担当者を決めておく
- ④ 万が一にも押し切られて購入してしまった場合は、8日以内に購入の意志がないことを表明して返送、クーリングオフ制度を利用する
- ⑤ 法務局、弁護士、警察、暴追センターとの連携をとる

## CASE 2

会社へ  
来てしまった

同和問題の学習が  
必要でしょう。  
この本を買えばいい

その必要は  
ありません

私どもの  
研修に参加すればいい

研修は  
公的機関が  
実施するものを  
受けます

### POINT

- ① 必ず2名以上、できれば相手より多い人数で対応する
- ② 相手の要求する場所には行かず、自社応接室で対応する
- ③ 最初から面会時間を区切る
- ④ 長居を認める態度と思われるのでお茶を出さない
- ⑤ 不要なことははっきり告げて帰ってもらう
- ⑥ 断るときは「予算がない」ではなく「購入する意思はない」とハッキリ



# これが「えせ同和行為」

## こんなケースには こうして対応

あなたの事務所にも「えせ同和行為」が突然やってくる? **でも大丈夫!** 「えせ同和行為」をよく知り、目頃から備えていれば怖くはありません。

組織で対応する

法務局・警察・  
弁護士に相談する

脅しを恐れない

記録は  
しっかりとる

その場しのぎの  
妥協をしない

### CASE 3

事業への参入を  
強要された

仕事を回してもらいたい

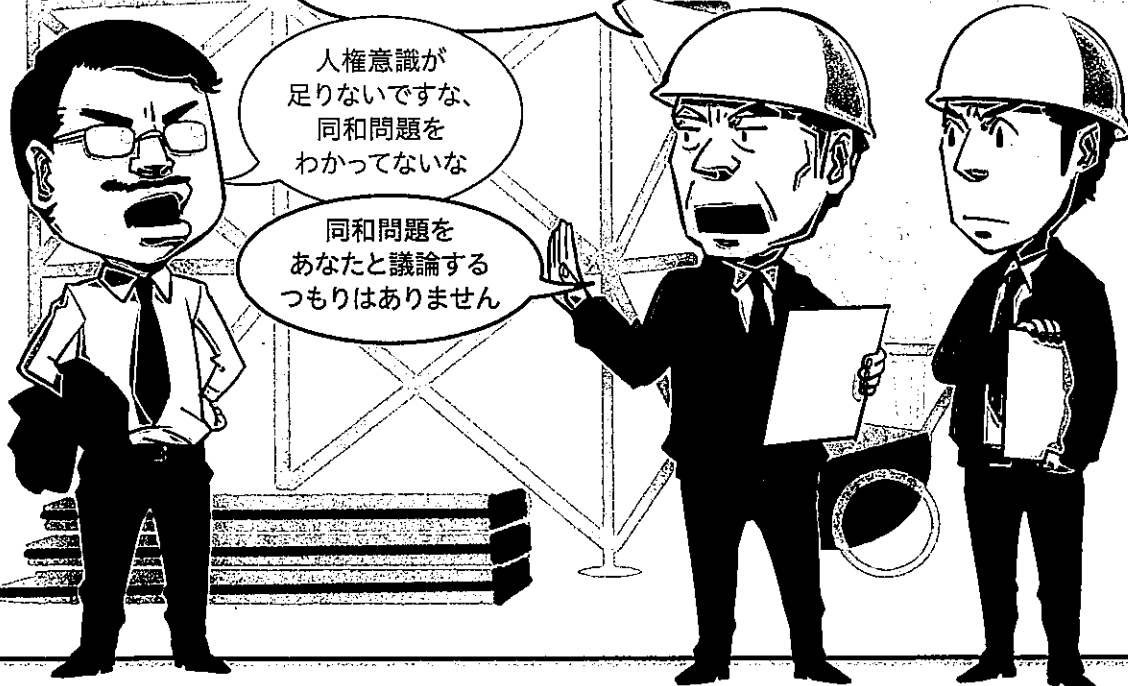
業者は既に決定しています

人権意識が  
足りないですな、  
同和問題を  
わかってないな

同和問題を  
あなたと議論する  
つもりはありません

#### POINT

- ① 契約の意志がなければきっぱりと断る
- ② 同和の名を使用しての強要であれば「えせ同和行為」なので断ること
- ③ 要求されても「私が担当者です」と告げ、幹部を出さない
- ④ 約束や即答をしない、「一筆書け」には応じない
- ⑤ 記録、録音・録画などで、要求を正確に把握する
- ⑥ 同和问题への取組等を口実にされた場合、「今後どうすべきか法務局に相談する」と伝え、法務局に連絡する。



## 「えせ同和行為」とは

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」といった誤った意識に乗じて、企業などから何らかの利権を得ようとする行為です。同和問題の解決を阻む大きな原因となっています。

### ■同和問題とは

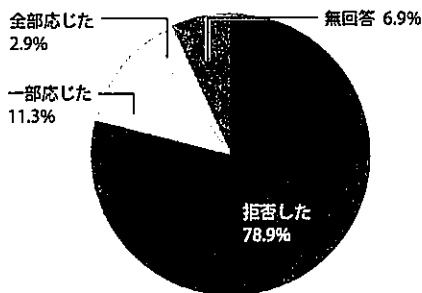
同和地区、被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職ができなかったり、といった様々な差別を受けるという問題です。このような差別は、憲法で定めている基本的人権の尊重に反し、重大な人権侵害です。

## 企業アンケートに見る「えせ同和行為」の実態

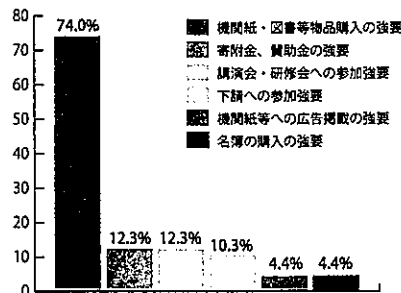
### 調査の概要

全国の 9,000 事業所に送ったアンケートに回答のあった 4,398 事業所のうち、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所は 204 事業所、その要求総件数は 437 件でした。被害率（要求を受けた事業所数の割合）は 4.6% でした。そのうち、違法・不当な要求に応じてしまった事業所は 29 事業所あり、応諾率（要求に対して、「全部」又は「一部」に応じた事業所数の割合）は 14.2% でした。

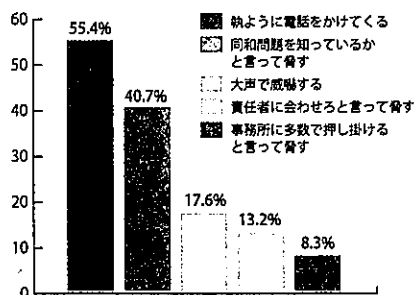
#### 1. 「えせ同和行為」の要求に対して拒否したか



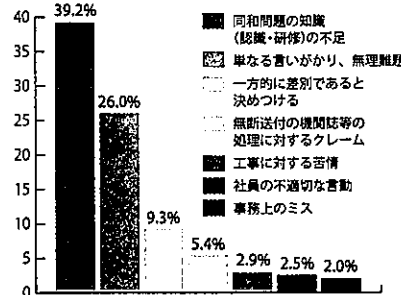
#### 2. 「えせ同和行為」不当な要求の内容は（複数回答）



#### 3. 「えせ同和行為」要求の手口は（複数回答）



#### 4. 「えせ同和行為」要求の口実は（複数回答）



#### 前回調査（平成 20 年）との比較

- 被害率：16.1%→4.6% 11.5 ポイント減少 ・ 応諾率：12.3%→14.2% 1.9 ポイント増加
- 業種別の被害率：依然として建設業が高い ・ 要求の種類：「機関誌・図書等物品購入の強要」が依然として多い

※出典 「平成 25 年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果概要」公益財団法人人権教育啓発推進センター

## 困った時の相談窓口

### 警察

- ①緊急を要する場合：110 番
- ②最寄りの警察署
- ③都道府県警察本部／刑事部暴力団対策課等  
<http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm> (警察総合相談電話番号)
- ④都道府県暴力追放運動推進センター  
<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/category/center/index.html>  
(都道府県暴力追放運動推進センター連絡先一覧表)

### 弁護士

- 各弁護士会／民事介入暴力被害者救済センター等  
<http://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation.html> (全国の法律相談センター)

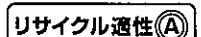
### 法務局

- 法務局人権擁護部・地方法務局人権擁護課（支局でも可）  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html> (常設人権相談所)

経済産業省中小企業庁委託事業

## 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号 KDX 芝大門ビル 4F  
TEL.03-5777-1802 FAX.03-5777-1803 <http://www.jinken.or.jp>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。